## 伊加賀スポーツセンター地区地区計画について (地区計画の内容)

## 1. 地区計画の方針

	名 称	伊加賀スポーツセンター地区地区計画
	位 置	枚方市伊加賀西町地内
	面積	約3.9 ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、枚方市の南西部地域に位置し、府立枚方西高等学校
		の跡地を活用し、伊加賀スポーツセンターとしてグラウンド、テ
		ニスコートが整備され、スポーツ活動の拠点として利用されてい
		る地区である。
		地区計画を策定することにより、体育館等スポーツ施設として
		の機能を確保することで、市民のスポーツ環境の向上に寄与する
		とともに、地区内では中高木の維持を推奨し、周辺環境との調和
		に配慮し緑化を進めていくことを目標とする。
	土地利用の方針	市南部のスポーツ拠点としてグラウンド、テニスコート、体育
		館等の運動施設を配置し、市民がスポーツを楽しめる環境づくり
		を図る。
	建築物等の整備	スポーツセンター機能の確保を図るため、建築物の用途制限を
	の方針	行うとともに、建築物の緑化率の最低限度を定める。

「地区計画の区域は、計画図表示のとおり」

## 2. 地区整備計画

建築物等に関する事項	建築物等の用途	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 体育館 (2) 水泳場 (3) 倉庫
	の制限	(4) 事務所 (5) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。)別表第 2 (ろ) 項
		第2号に掲げるもの
		(6) 前各号の建築物に附属するもの
	建築物の緑化率	建筑物の緑ル玄の長低限度は、10八の9とする
	の最低限度	建築物の緑化率の最低限度は、10分の2とする。

「地区計画の区域は、計画図表示のとおり」